

意見書

平成 26 年 10 月 9 日

医学系大学産学連携ネットワーク協議会 (medU-net)

大学、公的研究機関等アカデミアから生じる発明は、各々の研究者の自由な発想のもとに創出される。潜在的な可能性を有する個々の発明をどう社会に生かすかは研究者の意志に大きく依存しており、製造販売を業としない大学等機関の方針により導き出されるものは少ない。発明を大学等に承継させているのも、発明の管理活用に対する法人の手助けの必要性によるところが大きいといえる。

もっとも、アカデミアの発明においても、共同研究等のプロジェクトで生み出される発明等、最初から法人帰属とすべき発明が存在する。しかしながら、アカデミアにおいては、原則を原始的法人帰属とすると、以下のような懸念があることから、慎重な検討をお願いしたい。

- 1) 発明の取扱いについて、発明者の意向が法人の意向と合わないケースで不都合が生じる心配がある。例えば、発明者が重要な発明と考えていても法人の判断で出願しない場合が想定される。このことは、冒頭で記載の大前提に鑑みれば、潜在価値を有する発明の保護活用にとって深刻な問題となる。
- 2) 私立大学、自治体が運営する研究所、中小のクリニックや病院等では、職務発明規程が未整備の機関も多く、知的財産の活用という意識及び体制について発展途上といえる。特に、自治体では出願の要否が議会の決議事項となっていることさえある。これら機関に原始的法人帰属の原則がそのまま適用されることになると、現場に大きな混乱をもたらしかねない。また、職務発明規程が未整備の機関全てに規程の整備を徹底することも現実的には困難である。
- 3) 大学で発明をなすのは従業者ばかりではなく、留学生、学生なども発明をなす。また医療系アカデミアでは、研究者・医師以外に、コメディカル等からも発明が生じる。そのような発明の帰属されるべき先は、ケースバイケースでの判断となる。したがって、法律で個人又は法人のいずれに属するかを一律に決めること、あるいは決めることができない状態にすることには問題がある。

我が国のイノベーション戦略の要である「産学官の連携」を全うするためにも、貴重なアカデミア発の知的財産が見過されることがないように、適切な保護そして活用が促進されるような制度設計を御願いたい。

以上